

デリバティブで損失！ADR での解決策のヒント

(税理士法人ゴーイング 税理士 山口 久行)

デリバティブの現状

デリバティブ(金融派生商品のことで、以下デリバと短縮します)の評価損失が企業経営に大きなダメージを与える深刻な社会問題として、表面化したのは一年前の今頃です。

今年の1月5日の日経新聞に『銀行協会もデリバを問題視』との趣旨で購入者の中小企業と発売元金融機関との仲裁機関(ADR)の設置を表明し、比較的迅速に仲裁に乗り出して今日に至っております。

ADR について

金融トラブル全般について裁判など法的な手続きによらず、仲裁によって解決する方法として金融監督庁の指導の下に銀行協会が設立した仲裁機関です。今年になって特に“デリバ”の専門窓口を開設し積極的に処理しており、大抵の場合には簡単な申立書を提出した後に双方の言い分に基づく書類提出を求められ、2ヶ月程度で仲裁案(和解案)という形で回答されております。また、この仲裁案では受け入れできない場合には、ADR は不調ということで終了しますので、裁判という法的な手続きに切り替えることとなります。

ADR の論点

その会社の事業遂行にとって適合した内容のデリバであったのか。
為替リスクのヘッジ目的であればオーバーヘッジつまり適正なデリバ金額を

超えていなかったのか。

融資と結びついた銀行の優位的地位を利用したデリバの勧誘であったか。
当事者の銀行が会社の意思決定者に対してデリバのリスクや商品の特性などを十分に説明し、相手方がその説明を理解するだけの知識を持つに至ったか。
などですが、特に の説明と相手の理解度が重要な要素と思われます。

銀行との信頼関係は？

ADR の申立てによって銀行との信頼関係を心配されるのは当然です。断絶状態になっても資金が回る状態でなければ喧嘩できないのは明白です。もちろん喧嘩をせず、表面はあくまでも紳士的に協力を求めることに徹することです。しかし、業績に問題なく、かつデリバ決済の資金支出さえなければ他の金融機関分も含めた条件変更でやりくりが出来るケースなどは、資金繰りを考えた上で慎重を期しながらも検討する価値はあります。

ADR 仲裁結果の傾向

ケースにもよりますが、ADR は銀行協会の機関とはいえ、中小企業側に不利益ともいえない裁定が多く出されているようです。



本当に資金が回らなくなる前でなければ、相撲がとれない。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp